

事務連絡
令和4年10月14日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園管理に起因すると思われる事故が発生したので、以下のとおりお知らせします。

○令和4年10月10日（月）午後4時頃、近隣公園内において、空気膜構造遊具の送風機がタイマーにより自動停止し、通常よりドームの反発力がなくなっていたところ、8歳女兒がドーム上でバランスを崩して転倒し、負傷する事故が発生した。（別添1）

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-4（1）遊具の利用状況の把握」（P67）において、「設置した遊具の利用状況の実態を知ることは、遊具の安全確保を図る上で重要」としています。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、指針の内容を改めて確認し、より一層の安全対策に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

- 発生日 令和4年10月10日（月）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 近隣公園
- 状況
 - ・閉園直前の近隣公園において空気膜構造遊具の送風機がタイマーにより自動停止し、通常よりドームの反発力がなくなっていたところ、8歳女児がドーム上でバランスを崩して転倒し、自分の左手を足で踏み、左手の中指、薬指の2本を骨折した。
 - ・当該遊具は十分に膨らませていない状態での使用は禁止されており、事故発生時は、送風機停止前の使用中止、安全確認が適切に行われていなかった。
 - ・事故発生後の対応として、ドームが十分に膨らんでいない状態で使用しないよう、送風機の送風開始時及び終了時は立ち入り禁止とする。

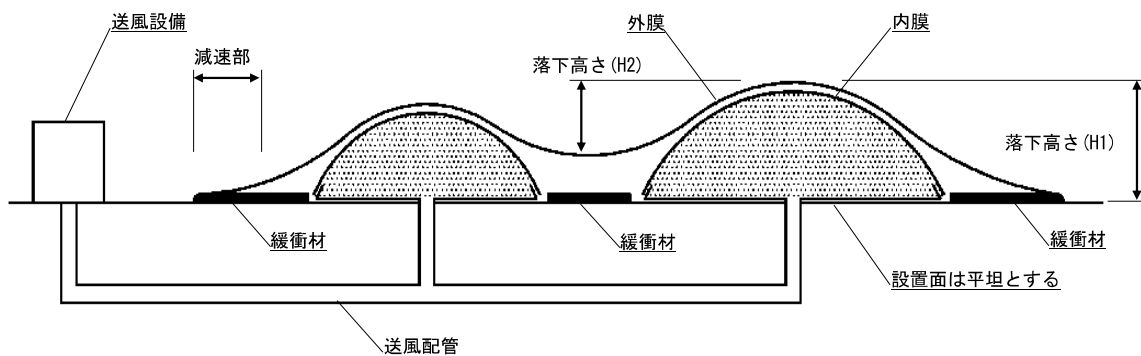
関連写真



事故発生遊具（通常時）



事故発生遊具（空気が抜けた状態）



参考図 空気膜構造遊具の標準図

(遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 から抜粋)